

令和7年4月16日

本科1～3年生の皆さま

学生課学生係

公益財団法人 日教弘奨学事業 高知支部
高等学校等給付奨学生の募集について

このことについて、下記のとおり募集しますので、申請を希望する方は学生課学生係までお申し出ください。申請書類をお渡しいたします。

記

1. 応募・推薦資格

県内の高等学校及び特別支援学校高等部（専攻科を除く）、高等専門学校（1～3学年）に在学し、修学意欲がありながら学資金の支払が特に困難と認められ、かつ向学心に富み、学業に耐えうる生徒で、学校長の推薦を受けた生徒とする。

2. 募集人数

3名（※応募者多数の場合には学内選考を行います。）

3. 給付金額

5万円（今年度限りの年1回支給） ※返還の必要はありません。

4. 奨学生の採用決定 等

（1）選考方法

当支部の教育振興事業選考委員会の選考を経て、（公財）日教弘理事長が採用を決定する。その結果は当支部を経由し、在籍する学校長を通じて本人に通知する。

※選考の採否等についての問い合わせには回答しない。

（2）選考基準

- ①奨学生の資格確認・・・学資金の支払が特に困難と認められるか。
- ②給付の必要性・・・家庭の事情等から奨学金の必要性が認められるか。
- ③修学意欲・・・勉学や活動に対する意欲が感じられるか。
- ④奨学金の使途・・・奨学金の使途が適正か。

5. 給付金の給付

- (1) 奨学金は、手続き完了後、生徒本人の預金口座に振り込む。
- (2) 学校を訪問し、生徒に対して給付奨学金の「目録」を贈呈する。
- (3) 受領書（給奨学 様式8）は、奨学金の振込を確認した後、学校を通して当支部に提出する。

6. 給付金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとする。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、奨学生として適当でないとき。

7. 申請書類

- ① 給付奨学生申請書（給奨学 様式1） ※日本教育公務員弘済会 提出用
- ② 給付奨学金振込預金口座依頼書（給奨学 様式9）
- ③ 振込先通帳のコピー（表紙の裏ページ）
- ④ 申請書 学内選考用
- ⑤ 生計を一にする家族の収入状況を証明する書類
 - A. 給与所得者・・・源泉徴収票の写し
 - B. 給与所得者以外・・・確定申告書等の写し（年収記載のもの）

＊複数箇所収入を得ている場合は、その全てを提出すること

※ ①～③の書類は、推薦決定後、日本教育公務員弘済会に提出します。

④～⑤の書類は、学内選考用として使用します。

8. 提出期限

令和7年6月23日（月）17：00

9. 提出先

学生課学生係（TEL：088-864-5627）